

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	山形県遊佐町

遊佐町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 山形県遊佐町産業課
所在地 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 2 0 2
電話番号 0234-72-3311
F A X 番号 0234-72-5896
メールアドレス nousin@town.yuza.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	2025年度～2027年度
対象地域	山形県遊佐町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（2023年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
ツキノワグマ	果樹（桃、柿）	62.5	397
	飼料作物（トウモロコシ）	1.0	12
ハクビシン	果樹（桃、柿、プルーン）	43.2	190
	飼料作物（トウモロコシ）	0.1	3
	野菜（スイカ、メロン）	7.1	50
ハシブトガラス ハシボソガラス	野菜（メロン、スイカ）	20.5	114
	飼料作物（トウモロコシ）	0.1	3
	稲	10.0	120
イノシシ	雑穀	50.0	40
ニホンジカ	稲	0.0	0
合計		194.5	929

(2) 被害の傾向

<p>①ツキノワグマ</p> <p>中山間地域での目撃が特に多く、近年では集落内の民家へも出没してきている。令和4年度においては、住宅近くで養蜂していた蜜蜂が被害を受けた。</p> <p>また令和5年度においては住宅地なお、出荷用の作物に加え、自家用の果樹等への被害も確認されている。</p> <p>また、住宅等への出没も多々発生していることもあり、人的被害も懸念される。</p> <p>②ハクビシン</p> <p>近年において町内全域を通して被害が多い。また、農地以外にも住宅地への侵入による被害も報告されている。</p> <p>③ハシブトガラス、ハシボソガラス</p> <p>園芸作物への被害が町内全域で確認されている。園芸作物は、水稻からの転作が進むことでさらに被害が拡大する可能性がある。</p>

④イノシシ

令和2年度以降、稲作圃場、畑地問わず各地での目撃情報があり、土を掘り起こす等の被害報告が多く寄せられている。

また一部の地域では、センサーカメラで8頭以上の群れが確認されており対策が急務である。

⑤ニホンジカ

ニホンジカと思われる農作物被害の情報も寄せられており、実施隊より町内広域での痕跡が確認されている状況であるため、今後急激な被害の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（2023年度）		目標値（2027年度）	
	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
ツキノワグマ	63.5	409	32.0	206
ハクビシン	50.4	243	53.0	180
ハシブトガラス ハシボソガラス	30.6	237	25.0	193
イノシシ	50.0	40	14.0	95
ニホンジカ	0.0	0	8.0	95
合計	194.5	929	132.0	540

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の実施	捕獲の実施主体となっている猟友会会員の減少と高齢化により、緊急捕獲等の対応が困難になってきている。
防護柵の設置等に関する取組	防鳥ネット、糸（テグス等）、爆音機の設置	地域ぐるみで対応を講じているが、電気柵の設置範囲も狭く対策が不足している。
生息環境管理その他の取組	有害鳥獣を誘引する放棄果樹等の撤去の啓発	有害鳥獣を誘引する放棄果樹等の撤去の啓発

(5) 今後の取組方針

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①農業協同組合、猟友会、地域住民の代表、行政機関等の関係者で構成する「遊佐町鳥獣被害防止対策協議会」において、被害防止に向けて効果的な対策を協議するとともに、有効な手段等についての情報収集を行う。</p> <p>②「山形県ツキノワグマ管理計画」及び「山形県イノシシ管理計画」に定める方針に基づき、捕獲を実施する。</p> <p>③誘引要因（生ごみ放置、野菜のとり残し、廃棄果実の放置等）の除去等について、啓発指導を徹底し、地域住民による放棄果樹の伐採を推進する。</p> <p>④農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消、森林の間伐や下刈り等の適正管理によりツキノワグマ・ハクビシン等が近づきにくい農地環境づくりを推進する。</p> <p>⑤電気柵、防鳥ネット等の設置の実施を推進する。</p> <p>⑥地域ぐるみの活動を推進するため、地域での検討会等の開催を実施する。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

山形県猟友会遊佐支部	町内各地域からの依頼に基づき、有害鳥獣の捕獲活動を行う。 町からの委託を受け、有害鳥獣捕獲及び個体数調整に伴うクマの捕獲活動を行う。
遊佐町鳥獣被害対策実施隊	山形県猟友会遊佐支部と連携協力し、有害鳥獣の捕獲を行う。なお、捕獲従事者については当該猟友会会員の中から任命する。 対象鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ）の捕獲に従事する者は特定ライフル銃または特定ライフル銃以外のライフル銃を携帯する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2025	ツキノワグマ ハクビシン	・ 猟友会の協力を得て捕獲を実施する。 ・ 銃器による捕獲活動の実施。
2026	ハシブトガラス ハシボソガラス	・ 捕獲用おり、捕獲用箱わなを活用した捕獲活動の実施。
2027	イノシシ ニホンジカ	・ ハクビシンについては、民間の駆除業者からも協力を得て実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
鳥獣保護管理事業計画、県特定鳥獣管理計画に基づいて設定し、被害状況に応じた捕獲を行っていく。	
○ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画に準じ対応を行う。
○ハクビシン	近年の有害鳥獣捕獲許可実績はないものの、目撃や家屋進入痕跡や農作物への被害が見られ、今後更なる農作物被害が懸念されるため、目撃情報を踏まえ必要最小限の捕獲頭数を設定する。
○ハシブトガラス、ハシボソガラス	近年の有害鳥獣捕獲許可実績はないものの、今後更なる農作物被害が懸念されるため、目撃情報を踏まえ必要最小限の捕獲頭数を設定する。
○イノシシ、ニホンジカ	目撃状況や被害状況に応じて捕獲頭数を設定する。特にイノシシの目撃情報や農作物等への被害が増加傾向にあるため、人的被害や急激な農作物被害も懸念されることから捕獲を強化する。なお、ツキノワグマの錯誤捕獲には十分留意する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2025年度	2026年度	2027年度
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
ハシブトガラス ハシボソガラス	100羽	100羽	100羽
イノシシ	15頭	15頭	15頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>○ツキノワグマ 山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、個体数調整のため、4月～5月中旬頃までに銃器による捕獲を行う。また、人的被害や農作物被害がある場合、箱わなにより捕獲を行う。</p>
<p>○ハクビシン 被害が発生する時期にわなにより加害個体の捕獲を実施する。</p>
<p>○ハシブトガラス、ハシボソガラス 銃器による捕獲を実施する。</p>
<p>○イノシシ 山形県イノシシ管理計画に基づき、個体数調整及び有害捕獲のため銃器、わなによる捕獲を実施する。なお錯誤捕獲には十分留意する。</p>
<p>○ニホンジカ 特定できる農作物等の被害は確認されていないが、出没が確認された場合は、山形県ニホンジカ管理計画に基づき、個体数調整及び有害捕獲のため銃器、箱わなによる捕獲を実施する。なお錯誤捕獲には十分留意する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>対象鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ）の止め刺し時や緊急時において、確実な捕獲と隊員の安全確保の必要があるため、周囲の状況を鑑みて使用する。 具体的にはツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカについては実施隊が接近しての捕獲には危険が伴うため、安全性を考慮し銃を用いた捕獲・止め刺しが必要である。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2025年度	2026年度	2027年度
ハクビシン	電気柵 400m (県事業)	電気柵 400m (県事業)	電気柵 400m (県事業)
イノシシ	電気柵 1,000m (県事業)	電気柵 1,000m (県事業)	電気柵 1,000m (県事業)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	2025年度	2026年度	2027年度
ハクビシン イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別農家に対し、適切な維持管理を周知していく。 ・ 年1回程度、管理状況について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別農家に対し、適切な維持管理を周知していく。 ・ 年1回程度、管理状況について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別農家に対し、適切な維持管理を周知していく。 ・ 年1回程度、管理状況について確認する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
2025	ツキノワグマ ハクビシン ハシブトガラス ハシボソガラス イノシシ ニホンジカ	①農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消を図り、対象鳥獣が近づきにくい農地環境づくりを推進する。
2026		②荒廃した里山の整備を推進し、対象鳥獣が近づきにくい農地環境づくりを推進する。
2027		③誘引要因となる柿等の放任果樹の伐採・除去の取組みについて支援する。
		④誘引要因（生ゴミ放置、野菜の取り残し、廃棄果実の放置、安易なエサやり等）の除去等について、啓発・指導を徹底する。
		⑤電気柵の設置に予防措置を講じる。なお管理方法について、啓発・指導を徹底する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
酒田警察署	被害情報の収集、住民への注意喚起
酒田地区広域行政組合消防本部	負傷者の応急処置・医療機関への搬送
山形県猟友会遊佐支部	被害対策の検討・実施 遊佐町鳥獣被害対策実施隊としての活動
地域自治会	被害情報の収集・提供、注意喚起
山形県庄内総合支庁	被害対策の調査・検討
遊佐町	被害情報の収集・調査、被害対策の検討、関係機関との連絡調整、住民への注意喚起等

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	計画なし
ペットフード	計画なし
皮革	計画なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	計画なし

(2) 処理加工施設の実施体制

計画なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

山形県猟友会遊佐支部と連携し、人材育成に向けた意見交換を実施していく

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	遊佐町鳥獣被害防止対策協議会 (平成28年度設立)
構成機関の名称	役割
庄内みどり農業協同組合	農業者被害情報の収集・提供
山形県猟友会遊佐支部	遊佐町鳥獣被害対策実施隊としての活動 被害対策の調査、検討、実施
北庄内森林組合	被害対策の調査、検討、実施
被害地域住民代表	被害対策の調査、検討、実施
酒田警察署遊佐交番	被害対策の実施
酒田地区広域行政組合消防本部遊佐分署	負傷者の応急処置・医療機関への搬送
技術指導者(山形県庄内総合支庁農業技術普及課)	被害対策アドバイス等
山形県庄内総合支庁	被害対策アドバイス等
遊佐町	連絡調整等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	—

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年4月1日に鳥獣被害対策実施隊を設置した。
実施隊は、猟友会からの推薦のあった捕獲員等で組織し、効果的な捕獲・追払いに従事するとともに、被害防止対策の普及啓発を推進する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

必要に応じて関係各機関と連携した連絡会議を実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関との連携を高め、被害の増加を防ぐ。
また、各種情報を取り入れ被害防止対策を実施する。